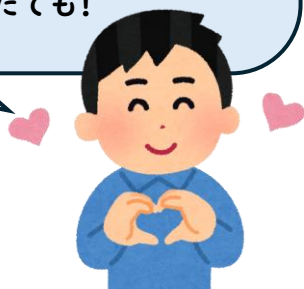


## 参加費無料!

焼津市、島田市、藤枝市、川根本町の住民で、  
市民後見人になりたい方はもちろん、  
権利擁護サポーターを目指したい方  
制度に関心のある方 など  
どなたでも!



# なるほど! 成年後見

## 内容

## 日時

**1回目** 6月11日 **木**

会場: 島田市役所 3階 大会議室  
(島田市中央町1-1)

**2回目** 6月13日 **土**

会場: 焼津市総合福祉会館 3階  
多目的ホール  
(焼津市大覚寺3-2-2)

13:30~15:30  
定員 各50名

※2日間とも同じ内容です。いずれか一方にご参加ください。  
(市民後見人として活動されたい方は、参加が必須となります)

- 第1部(13:30-14:30)  
・成年後見制度ってなに?
- 第2部(14:30-15:30)  
・市民後見人、  
権利擁護サポーターの活動紹介  
・市民後見人養成講座の  
ご案内(事前説明会)

『市民後見人』『権利擁護サポーター』  
目指してみませんか?  
いずれも、同じ住民の立場で寄り添い  
きめ細かい社会貢献を行う活動です。  
詳しくは、裏面をご覧ください。

## 申込方法

**5月22日(金)**

までに次のいずれかの方法で  
お申込みください。

- ①電話…左記の申込み・問合せ先にお電話ください。
- ②インターネット…次のQRコードから必要事項を入力、送信してください。

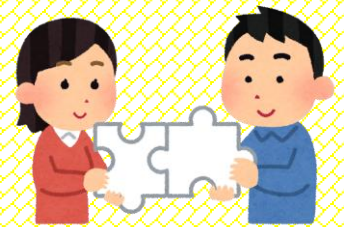
※送信後、受付・確認メール等は届きません。ご自身で送信後の画面をご確認ください。



## 申込み・問合せ

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会  
〒425-0088 焼津市大覚寺3-2-2  
でんわ:054-626-0555 FAX:054-626-0573  
メール:[chiiki@yaizu-shakyo-soumu.jp](mailto:chiiki@yaizu-shakyo-soumu.jp)  
受付時間:8:30~17:00(土日祝日は除く)

# 市民後見人とは…



市民後見人とは、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人のことです。

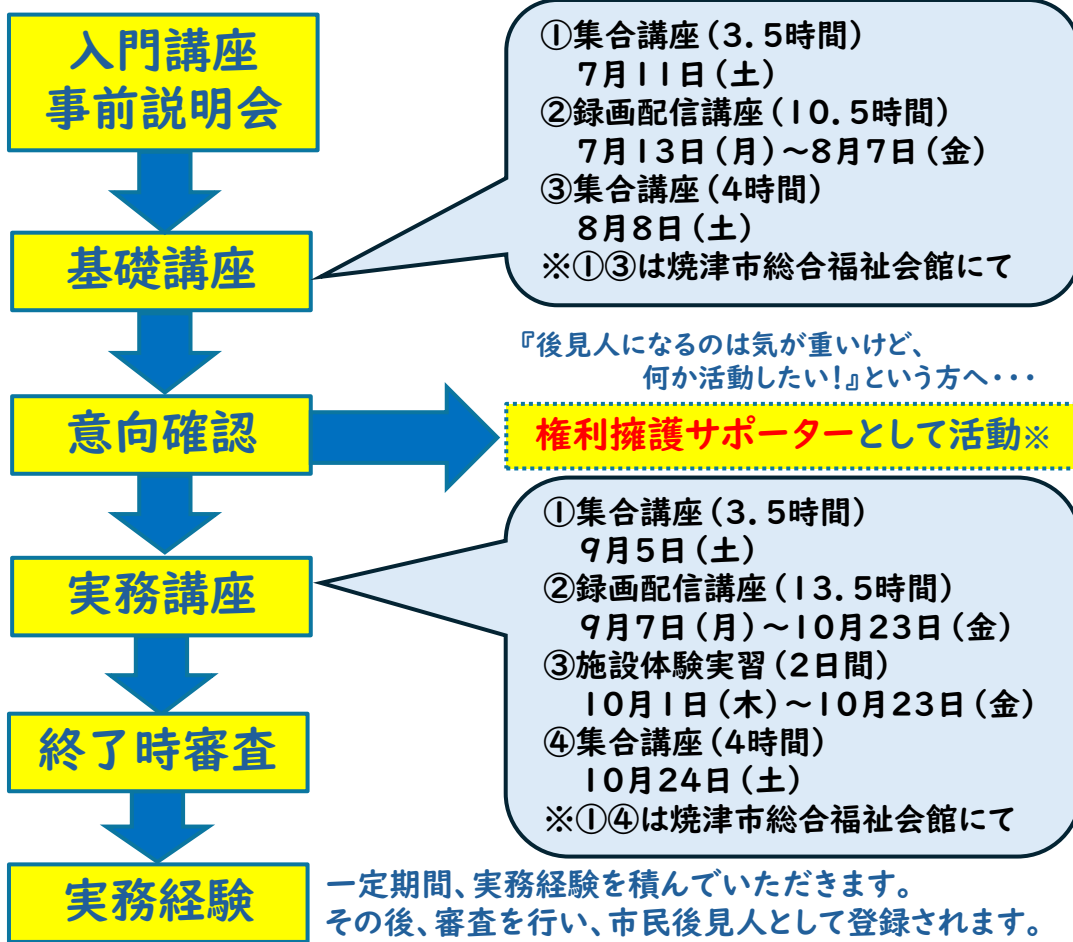
近年、成年後見制度の需要がますます高まっている中で、同じ住民の立場で寄り添い、きめ細かい支援を行うことのできる“市民後見人”が、新たな福祉の担い手として活動することが期待されています。

焼津市、島田市、藤枝市、川根本町の3市1町による取り組みとして、市民の皆さまが後見人に必要な知識や姿勢を学ぶ場として、平成28年度より市民後見人養成講座を実施しており、今回が『第10期』となります。

# 市民後見人になるには…

## 3市1町市民後見人養成講座の受講が必要です

### 第10期3市1町市民後見人養成講座プログラム



※市民後見人として後見業務を行う場合には、年齢などの要件があります。  
詳細は入門講座で配布します『市民後見人養成講座募集要項』をご覧ください。

# 権利擁護サポーターとは…

講座で学んだ知識を活かして、地域において権利擁護のためのさまざまなサポートを行う仕組みです。

令和7年度に新たに生まれた『社会貢献活動』で、活動内容も各市町の特色を生かし、サポーターの皆さまとともに推し進めています。

## 主催・共催

- 焼津市・島田市・藤枝市・川根本町
- 焼津市社会福祉協議会
- 島田市社会福祉協議会
- 藤枝市社会福祉協議会
- 川根本町社会福祉協議会